

CTG・2022年春闘・組織拡大 建設労道本部闘争速報

2022年5月9日/第11号
〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL 011-711-7377
FAX 011-711-7388
e-mail / ctg.hokkaido@gmail.com

第93回メーデー北海道集会 3年ぶりにリアル開催 ユーチューブでも配信 平和・生活を守るために団結と連帯を広げよう

第93回メーデー北海道集会は3年ぶりに「リアル開催」となり、札幌駅南口で250人が参加して集会を開くとともに、ユーチューブで全道に同時配信されました。主催者あいさつで三上友衛実行委員長（道労連議長）は「新型コロナへの対応、ロシアによるウクライナ侵略許さない、急速な物価上昇から生活を守るための補償・賃上げなどの課題で声を上げ、団結と連帯を広げよう」と訴えました。各労働組合や団体からの報告と決意が述べられ、最後に8時間労働制を求めて立ち上がったメーデーの歴史を受け継ぐ「定時で帰ろう」の呼びかけに、全員の「いいね」ポーズで締めくくりました。

トンネルじん肺根絶第7陣北海道訴訟 第1回口頭弁論開かれる

4月26日、札幌地裁で「トンネルじん肺根絶第7陣北海道訴訟」の第1回口頭弁論が開かれました。法廷では、はじめに原告団長の古川榮治さんが意見陳述しました。古川さんは33年間にわたるトンネル現場での作業と粉じんのひどさを述べるとともに、離職後10年以上たってからじん肺が発症して「いつ症状が悪化するか心配だし、将来の生活に不安を感じる」と訴え、訴訟の早期解決と「トンネルじん肺基金」の創設、これからはトンネル工事で一人もじん肺患者を出さないよう国や元請ゼネコンが万全の対策をとり、原告に謝罪するよう求めました。加藤丈晴弁護士が訴状の要旨を述べたあと、渡辺達生弁護士が本件訴訟の意義について述べるとともに「1年での和解成立」をはかるための具体的な訴訟の進め方について原告側の考え方を示しました。このあと谷口哲也裁判長は、すでに示している裁判所の考え方にもとづき被告が6月末までに認否するよう求めました。次回の口頭弁論期日は7月19日（火）で、次々回は10月25日の予定です。

北海道建設アスベスト第2陣訴訟 建材メーカー(5社)の責任を断罪

4月28日に「北海道建設アスベスト第2陣訴訟」の判決が言い渡されました。札幌地裁（民事第3部・中野琢郎裁判長）の判決では、被告・建材メーカー5社に対して被災者17名中11人に総額約9900万円の賠償を命じました。建材メーカーの責任を断罪する判決は全国で8度目です。しかし、屋外作業の原告（遺族をふくむ）など8人の請求は棄却されました。原告団・弁護団は声明で「建設アスベスト被害者の早期完全救済とアスベスト被害根絶のため全力を尽くす」決意を表明しました。